

平成20年度 仁淀川町の健全化判断比率・資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

【健全化判断比率】

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	15.7	—
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	40.0	35.0	

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示しています。

※将来負担比率は、将来負担額に対し充当可能な財源が上回るため「—」と表示しています。

【公営企業会計の資金不足比率】

(単位:%)

	簡易水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
資金不足比率	—	—
経営健全化基準	20.0	

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

【用語の説明】

◎実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額が標準財政規模(地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表したもの)に占める割合です。この比率が高いほど、財政状況が厳しいことになります。

◎連結実質赤字比率

全会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合です。この比率が高いほど、財政状況が厳しいことになります。

◎実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費やこれに準じる債務負担行為等の経費が標準財政規模に占める割合で、過去3年間の平均を出した数値です。

この比率が高いほど、財政の弾力性が低下し、財政状況が厳しいことになります。

◎将来負担比率

一般会計等の将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合です。

この比率が高いほど、将来の負担額が多く、今後の財政運営が圧迫されることになります。

◎資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合です。

この比率が高いほど、経営状況が厳しいことになります。

◇早期健全化基準

自主的に計画的に財政の健全化を図らなければならない段階(イエローカード)で、基準以上となれば基準を下回る財政健全化計画を策定し、財政健全化に取り組まなければなりません。

◇財政再生基準

赤字団体に転落する非常に厳しい段階(レッドカード)で、基準以上となれば財政再生計画を策定し、財政再生に取り組まなければなりません。

財政再生団体になると地方債の許可の制限や、税金・公共料金の増額、住民サービス等の見直しを強いられ、国の関与が一層強くなります。

◇経営健全化基準

公営企業における早期健全化が必要な段階で、基準以上となれば基準を下回る経営健全化計画を策定し、経営健全化に取り組まなければなりません。